

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月14日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社神明ホールディング
【届出者の住所又は所在地】	兵庫県神戸市中央区栄町通六丁目 1 番21号
【最寄りの連絡場所】	兵庫県神戸市中央区栄町通六丁目 1 番21号
【電話番号】	078 - 371 - 2131
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 須藤 恭成
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社神明ホールディング (兵庫県神戸市中央区栄町通六丁目 1 番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社神明ホールディングをいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、元気寿司株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

元気寿司株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）のうち、2,900,000株（所有割合（注）32.85％）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、今般、平成27年5月13日開催の取締役会にて、対象者株式を取得し、連結子会社化することを目的とした本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注） 対象者が平成27年5月8日に公表した「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された平成27年3月31日現在の対象者株式の発行済株式総数8,882,908株から同本決算短信に記載された平成27年3月31日現在の対象者の保有する対象者株式に係る自己株式数53,583株を控除した株式数（8,829,325株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）

当社は、本公開買付けにより、当社が本書提出日現在所有している対象者株式2,900,000株（所有割合：32.85％）と合わせて、当社の所有割合を40.0％以上とし、実質支配力基準により対象者を連結子会社化することを目指しておりますが、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を700,000株（所有割合7.93％。なお、本公開買付けにより当該700,000株の買付け等を行った後に当社が直接所有することになる対象者株式は3,600,000株（所有割合40.77％）です。）として設定しております。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、買付予定数の上限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、応募株券等の総数が買付予定数の上限（700,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

一方、平成27年5月13日に対象者が公表した「株式会社神明ホールディングによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の経過により、対象者は、当社との間で、本公開買付けによって得られるシナジーについて協議するとともに、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

なお、対象者はこのような協議・検討の過程で、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書を取得するとともに、対象者リーガル・アドバイザーとして、T M I総合法律事務所から法的助言を得たとのことです。下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者は、当社と対象者との間の業務内容、その結果対象者に生じるシナジーを勘案した結果、本公開買付けを通じて、経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、対象者の事業基盤の強化に資するとの判断に至ったこと、本公開買付けが上場廃止を企図するものではなく、また、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限が設けられておらず不成立となることがないため、応募を希望する株主には売却の機会が確保されている点で株主の意思が尊重されているものであること、更に本公開買付価格については、第三者算定機関であるS M B C日興証券から取得した株式価値算定書に提示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、平成27年5月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持されることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の意思を尊重すべきであると考え、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨をあわせて決議したとのことです。

対象者の取締役会決議の詳細については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、当社及びその他子会社12社から構成され（以下、当社及びその他子会社12社を総称して、「当社グループ」といいます。）、国内最大手の米卸グループとして、「私たちはお米を通じて、素晴らしい日本の水田、文化を守り、おいしさと幸せを創造して、人々の明るい食生活に貢献します。」の企業理念のもと、米穀事業に加え、無菌包装米飯・炊飯米等の加工食品、アグリビジネスなどの国内での事業のみに留まらず、米国・中国・香港の海外子会社を通じた製品の販売など、食に関わる多彩なビジネスを展開し、日本の農業の活性化を目指しております。

一方、対象者は、昭和54年7月に設立された後、平成9年11月に株式会社東京証券取引所市場第二部に、平成14年9月に東証一部に上場しており、本書提出日現在、連結子会社1社及びその他の関係会社1社により構成されております。

当社グループを取り巻く業界環境は、国内においては、人口の減少や少子高齢化の進行が継続しているなか、主食である米の消費が減少していること、加えて近年食品の安全・安心に対する要求が高まっていること、さらには家族構成・ライフスタイルの変化から、家事の簡便化・時間短縮ニーズ等、多様な変化に対する迅速な対応が求められております。また、農業就業人口の減少、農業就業者の高齢化、耕作放棄地の増加、次世代の担い手不足等、日本の農業はさまざまな課題に直面しております。

かかる環境を踏まえ、当社と対象者は、平成24年4月27日付にて株式会社グルメ杵屋（以下「グルメ杵屋」といいます。）を交えた3社により、お互いの経営ノウハウの提供による国内外におけるレストラン事業等を協力して推進し3社の企業価値向上を図ることを目的として、資本業務提携基本合意書を締結いたしました。同基本合意書において、対象者とグルメ杵屋は、平成10年5月に締結した基本契約書に基づいた事業協力を引き続き継続していくこと、当社とグルメ杵屋は、米国における日本食レストランの共同展開にかかる業務提携の確認・維持・発展を行うこと、さらに、グルメ杵屋が保有する対象者株式の譲渡について協議することが合意されております。

その上で、当社は、平成24年5月30日付で対象者との間で資本業務提携契約を、同日付でグルメ杵屋との間で株式譲渡契約を締結し、両契約における合意内容に基づき、グルメ杵屋が保有していた対象者株式3,000,000株の一部である2,500,000株（所有割合28.31%）を平成24年6月15日に1株あたり1,250円で市場外における相対取引にて取得し、対象者の筆頭株主となりました。

さらに平成27年2月12日に、同じくグルメ杵屋が保有していた対象者株式500,000株の一部である400,000株（所有割合4.53%）を1株あたり2,500円で市場外における相対取引にて取得しております。その結果、当社は、本書提出日現在、対象者株式2,900,000株（所有割合32.85%）を保有するに至り、対象者を持分法適用関連会社とし、当社は対象者のその他の関係会社になっております。

その後、当社は、平成27年3月上旬ごろから、今後も対象者の主要食材である「米」を対象者に対して安価かつ安定的に供給すること、対象者直営店舗の関西エリア進出に対する支援及び海外事業に関する共同展開を行うことにより、日本国内のみならず海外でも日本の伝統的食文化である「米」及び「寿司」の消費拡大を推進し、対象者とともに、企業価値の向上及び更なる成長を目指したいとの考えに至り、かかる施策及び成長の迅速かつ確実な実現に当たっては、当社と対象者との資本関係を強化し、対象者を当社の連結子会社化することが重要であると判断したため、本公開買付けを実施する方針といたしました。

このような背景のもと、当社は、平成27年3月中旬ごろから、本公開買付けについての具体的な検討を開始し、同月から、対象者との協議を開始し、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始しました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成27年4月下旬に終了しております。）。その後も、当該デュー・ディリジェンスと並行して、対象者に対し、本公開買付けの目的、連結子会社化のメリット、本公開買付け価格の考え方について説明するとともに、対象者との間で具体的なシナジーや本公開買付け後の施策についての協議を続けてまいりました。

そうした協議の結果、当社は、対象者に対する本公開買付けにより、対象者を当社の連結子会社とし、当社グループと対象者が強固な資本関係のもとで協力・連携することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の相互利用及び当社グループの一層の企業規模拡大に資するとの判断に至りました。また、当社としては、生産から流通、さらには最終消費者への販売までを当社グループで一括して行い、より消費者ニーズに対応した展開が今後可能になっていくことが期待されます。なお、当社が対象者を連結子会社化することによる具体的なシナジーとしては以下のメリットが期待されます。

海外展開による回転寿司店舗数の増加及び販路の拡大

対象者が注力している海外への出店展開において、当社グループ及び対象者が保有する海外ネットワーク網を相互活用することにより、対象者の海外出店地域及び店舗数の増加が期待されます。また、当社グループにおいては対象者の出店地域及び店舗数が増加することは、海外へ食材の販売を行う上で、更なる販路の拡大に繋がると考えております。

本格的な関西エリアへの進出

当社グループは、昭和25年10月の設立以来、関西エリアを中心に米卸グループとして事業を展開してきたことから、特に関西エリアにおいては高い知名度と流通業界とのネットワークに強みがあります。対象者は今後の戦略として関西エリアへの本格的な出店展開に注力しており、当社グループの知名度、ネットワークを活用することにより、対象者の関西エリアにおける出店の加速が期待され、ひいては当社グループの食材販売の増加に繋がると考えております。

製販一体化による消費者ニーズの取り込み

対象者が運営する回転寿司店に来店される最終消費者との接点を持つことで、当社グループは、いち早く最終消費者のニーズを汲み取り、市場動向を把握・分析することにより、対象者と新たな共同商品の開発を行うことで、市場ニーズに即したタイムリーな商品提供が可能になると考えております。

仕入機能集約による食材の調達力の向上

食に関わる多彩なビジネス展開を行ってきている当社グループに仕入機能を集約させることで、当社グループ及び対象者の食材調達力の向上及び原価低減・物流コストの圧縮が図られ、収益力の向上に繋がると考えております。

以上のような理由から、平成27年5月13日の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、「回転寿司を通して社会に貢献し、日本全国から世界へと寿司文化の普及拡大をめざす」ことを経営理念に掲げて、国内事業（回転寿司を中心とした寿司レストランの直営展開）及び海外事業（国内と同種営業の直営子会社及びフランチャイズによる展開）の2つの部門で事業展開を行っているとのことです。対象者を取り巻く外食業界の環境は、景況感の回復とともに消費者が高品質志向を強めており、一部で明るさが見え始めておりますが、人件費の上昇、原材料価格の高騰など厳しい経営環境が続いているとのことです。

このような環境の中、対象者は、「更なる品質とスピード提供」、「溢れる笑顔と情熱」をキーワードに、他社との差別化を図り、より一層の接客サービスの向上に取り組んできたとのことです。

国内事業におきましては、同業他社との競争が依然厳しい状況にありますが、オールオーダー型店舗（オールオーダー型店舗とは、従来の回転レーンを持たず、タッチパネルによるオーダーシステムと高速レーンによる、個別でのクイックデリバリーを採用している店舗を指します。）への転換、出店の加速及び既存店の来店客数増加を維持し、客単価アップを図るとともに、店舗収益力を強化する各種営業施策を実施することにより収益基盤を確立してきたとのことです。

海外事業におきましては、日本食・健康食ブームを受け、国内外食企業の海外進出も活発になっている中、先行メリットを生かしながら出店地域を堅調に拡大しているとのことです。フランチャイズ先との良好な関係維持と新規出店の促進を図るため、派遣指導等を充実するとともに季節メニューの紹介や食材の販売強化に取り組んできたとのことです。

対象者は、更なる収益力の向上を目指し、営業力の強化、次世代を担う人材の育成、効率的な食材調達と魅力ある商品の開発、精度の高い立地選定と未出店地域への進出、子会社及びフランチャイジーとの連携・支援強化、財務体質の改善等の各種施策を通じて、企業価値の増大に向けて取り組んでいきたいと考えているとのことです。

かかる取り組みの一環として、当社と対象者は、前述のとおり、平成24年4月27日付にてグルメ杵屋を交えた3社により、お互いの経営ノウハウの提供による国内外におけるレストラン事業等を協力して推進し3社の企業価値向上を図ることを目的として、資本業務提携基本合意書を締結したとのことです。また、当社と対象者は、平成26年1月9日付「株式会社神明への業務移管（一部仕入機能集約）に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社グループのグループ商品部に対象者の一部仕入機能を集約させることで、原価低減に向けた取り組みを進めてきたとのことです。

対象者は、当社とのかかる連携を通じて、対象者の主要食材である「米」を含めた食材の安価かつ安定的な調達を進めるとともに、対象者店舗の関西エリア進出や海外事業に関する共同展開により、各種施策の推進及び事業拡大を進めるべく取り組んできたとのことです。前述のとおり、当社との協議を進めた結果、対象者に対する本公開買付けによって、対象者と当社グループとの資本関係をより強固なものにすることにより、双方の経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、対象者の一層の事業基盤の強化に資すると判断したとのことです。

なお、本書提出日現在、対象者の取締役7名のうち過半数を占める4名（代表取締役社長法師人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏）並びに監査役4名のうち1名（社外監査役田中義昭氏）が当社の役職員を兼任しているところ、本決算短信記載のとおり、対象者は本公開買付け成立後、最初に開催される対象者の定時株主総会において、（ ）対象者の取締役5名に係る取締役選任議案（なお、当社の取締役が、対象者の取締役候補者5名のうち過半数を占める3名の候補者となることが予定されております。）及び（ ）対象者の監査役4名に係る監査役選任議案（なお、本公開買付け成立後、最初に開催される当社の定時株主総会に

において、当社の監査役に選任されることが予定されている者が、対象者の監査役候補者の1名となることが予定されております。)が上程される予定とのことです。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本書提出日現在において、対象者は当社の子会社ではありませんが、当社は、対象者株式2,900,000株(所有割合32.85%)を所有して対象者を持分法適用関連会社とし、また、当社の役員4名及び従業員1名が対象者の役員を兼任しているところ、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じているとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、S M B C日興証券より株式価値算定書を平成27年5月13日付で受領しているとのことです。なお、S M B C日興証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

S M B C日興証券は、対象者株式については、対象者が東証一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(平成27年5月12日を算定基準日とし、算定基準日の株価終値、算定基準日以前の1ヶ月間及び3ヶ月間の株価終値の単純平均値)を、また対象者には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「D C F法」といいます。)を採用したとのことです。なお、上記D C F法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。また、S M B C日興証券による株式価値算定書は、対象者の取締役会が本公開買付価格を検討する際の参考情報として作成されたものであり、本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を表明するものではないとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 2,281円 ~ 2,540円
類似上場会社比較法	: 2,167円 ~ 2,700円
D C F法	: 1,972円 ~ 2,640円

市場株価法では、平成27年5月12日を算定基準日として、東証一部における対象者株式の算定基準日の株価終値2,281円、直近1ヶ月間の株価終値の単純平均値2,468円(小数点以下四捨五入。以下、株価終値の単純平均値の計算について同じです。)及び直近3ヶ月間の株価終値の単純平均値2,540円を基に、対象者株式1株当たり株式価値の範囲を2,281円から2,540円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式1株当たり株式価値の範囲を2,167円から2,700円までと分析しているとのことです。

D C F法では、対象者から提供を受けた事業計画、直近までの業績の動向、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たり株式価値の範囲を1,972円から2,640円までと分析しているとのことです。

S M B C日興証券は、対象者の株式価値算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全であること、対象者の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でS M B C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、対象者及びその子会社・関連会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は鑑定を行っていないことを前提としているとのことです。また、かかる算定において参照した対象者の財務見通しについては、対象者により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年5月12日現在までの情報と経済情勢を反映したものであることを前提としているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、リーガル・アドバイザーとして、当社と利害関係を有しないTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程について、法的助言を受けているとのこと。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社と対象者との間の業務内容、その結果対象者に生じるシナジーを勘案した結果、本公開買付けを通じて、経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、対象者の事業基盤の強化に資するとの判断に至ったこと、本公開買付けが上場廃止を企図するものではなく、また、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限が設けられておらず不成立となることがないため、応募を希望する株主には売却の機会が確保されている点で株主の意思が尊重されているものであること、更に本公開買付価格については、第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した株式価値算定書に提示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、平成27年5月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのこと。また、対象者は、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持されることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様を尊重すべきであると考え、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨をあわせて決議したとのこと。

上記の対象者取締役会決議は、対象者の取締役7名中、代表取締役社長法師人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏を除く全ての取締役3名（うち社外取締役1名）が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議されたとのこと。なお、対象者取締役のうち、代表取締役社長法師人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏は、当社の取締役又は従業員を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加していないとのこと。

また、対象者の監査役4名中、社外監査役である田中義昭氏以外の監査役3名（うち社外監査役1名）は上記の対象者取締役会に出席し、出席監査役3名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べたとのこと。なお、田中義昭氏は、当社の取締役を兼務しており、利益が相反するおそれがあることから、対象者の上記取締役会における本公開買付けに関する議題の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのこと。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意等

本公開買付けの実施にあたり、当社は、株式会社足利銀行（以下「足利銀行」といいます。）との間で、足利銀行が本書提出日現在所有する対象者株式の一部（312,000株、所有割合3.53%）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成27年5月12日付で締結しております。なお、本応募契約において、足利銀行の応募に係る前提条件の定めはありません。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

当社は、対象者を当社の連結子会社とすることを目的としており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者株式の追加取得を行うことは予定しておりません。他方、本公開買付けの結果、当社が対象者を連結子会社化することができなかった場合に、本公開買付け後に対象者株式を追加取得するか否かは、現時点では未定であり、本公開買付けの結果を踏まえて改めて検討する予定です。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東証一部に上場されていますが、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は、700,000株（所有割合7.93%）を買付予定数の上限として本公開買付けを実施いたします。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東証一部における上場が維持される予定です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年 5 月14日（木曜日）から平成27年 6 月10日（水曜日）まで（20営業日）
公告日	平成27年 5 月14日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成27年 6 月24日（水曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社神明ホールディング
兵庫県神戸市中央区栄町通六丁目 1 番21号
078 - 371 - 2131（代表）
常務取締役管理部長 須藤 恭成
確認受付時間 平日 8 時30分から17時00分まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金2,500円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—

算定の基礎	当社は、本公開買付価格を決定するに際し、当社が保有する対象者に関する情報、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況並びに業績予想を総合的に分析いたしました。また、当社は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付価格の決定日である平成27年5月13日の前営業日である平成27年5月12日の東証一部における対象者株式の終値（2,281円）並びに過去1ヶ月間（平成27年4月13日から平成27年5月12日まで）、過去3ヶ月間（平成27年2月13日から平成27年5月12日まで）及び過去6ヶ月間（平成26年11月13日から平成27年5月12日まで）の終値の単純平均値（2,468円、2,540円及び2,494円）（単純平均値については小数点以下を四捨五入。以下同じです。）の推移を参考にしました。 さらに、当社は、本公開買付価格を検討するにあたり、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）より、対象者株式の株価及び出来高の状況並びに本公開買付けと類似した公開買付けにおける公開買付価格のプレミアム水準に関する参考資料を受領し、当該参考資料を基に、公開買付価格を検討いたしました。なお、大和証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。 当社は、上記の諸要素、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議の結果を踏まえ、最終的に平成27年5月13日に本公開買付価格を2,500円と決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。 本公開買付価格2,500円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成27年5月12日の東証一部における対象者株式の終値2,281円に対して9.60%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のプレミアムを加えた価格、過去1ヶ月間（平成27年4月13日から平成27年5月12日まで）の東証一部における対象者株式の終値の単純平均値2,468円に対して1.30%のプレミアムを加えた価格、過去3ヶ月間（平成27年2月13日から平成27年5月12日まで）の東証一部における対象者株式の終値の単純平均値2,540円に対して1.57%のディスカウントをした価格、過去6ヶ月間（平成26年11月13日から平成27年5月12日まで）の東証一部における対象者株式の終値の単純平均値2,494円に対して0.24%のプレミアムを加えた価格です。また、本公開買付価格2,500円は、本書提出日の前営業日である平成27年5月13日の東証一部における対象者株式の終値2,284円に対して9.46%のプレミアムを加えた価格となります。 なお、公開買付者は、平成24年6月15日にグルメ杵屋が保有していた対象者株式2,500,000株（所有割合28.31%）を1株あたり1,250円で市場外における相対取引にて取得しております。また、平成27年2月12日に、同じくグルメ杵屋が保有していた対象者株式400,000株（所有割合4.53%）を1株あたり2,500円で市場外における相対取引にて取得しております。当該取得価格と本公開買付価格との間の差異は、それぞれ1,250円及び0円ですが、これは、当該取引が行われた時点以降の対象者株式の株価の動向に加え、本公開買付価格は、時価に対してプレミアムを付した価格であることによるものです。
算定の経緯	当社としては、上記「算定の基礎」に記載のとおり、当社が保有する対象者に関する情報、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析いたしました。また、当社は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付価格の決定日である平成27年5月13日の前営業日である平成27年5月12日の東証一部における対象者株式の終値（2,281円）並びに過去1ヶ月間（平成27年4月13日から平成27年5月12日まで）、過去3ヶ月間（平成27年2月13日から平成27年5月12日まで）及び過去6ヶ月間（平成26年11月13日から平成27年5月12日まで）の終値の単純平均値（2,468円、2,540円及び2,494円）の推移を参考としました。さらに、当社は、本公開買付価格を検討するにあたり、大和証券より、対象者株式の株価及び出来高の状況並びに本公開買付けと類似した公開買付けにおける公開買付価格のプレミアム水準に関する参考資料を受領し、当該参考資料を基に、公開買付価格を検討いたしました。なお、大和証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。 当社は、上記の諸要素、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議の結果を踏まえ、最終的に平成27年5月13日に本公開買付価格を2,500円と決定しました。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
700,000 (株)	—	700,000 (株)

- (注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限 (700,000株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第 5 項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、買付予定数の上限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)	7,000
a のうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	-
b のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (平成27年 5 月14日現在) (個) (d)	29,000
d のうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成27年 5 月14日現在) (個) (g)	0
g のうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)	-
h のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	-
対象者の総株主等の議決権の数 (平成26年 9 月30日現在) (個) (j)	88,133
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a / j) (%)	7.93
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) × 100) (%)	40.77

- (注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数 (700,000株) に係る議決権の数を記載しております。
- (注 2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成27年 5 月14日現在) (個) (g)」は、特別関係者 (但し、特別関係者のうち法第27条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者 (以下「小規模所有者」といいます。) を除きます。) が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注 3) 「対象者の総株主等の議決権の数 (平成26年 9 月30日現在) (個) (j)」は、対象者の第36期第 3 四半期報告書 (平成27年 2 月 6 日提出) に記載された平成26年 9 月30日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本決算短信に記載された平成27年 3 月31日現在の対象者の発行済株式総数 (8,882,908株) から、本決算短信に記載された平成27年 3 月31日現在の対象者の保有する対象者株式に係る自己株式数 (53,583株) を控除した株式数 (8,829,325株) に係る議決権数 (88,293個) を分母として計算しております。
- (注 4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の16時までに応募して下さい。

本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等につきましては、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」をご参照下さい。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。（注4）

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人・・・印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等（氏名、住所、及び生年月日の記載があるもの）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業内容の記載のあるもの）

外国人株主等・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、及び生年月日の記載のあるもの。法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業内容の記載のあるもの。）。

法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合には、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じた書類又は日本国若しくは外国の

法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載のあるもの)の提出が必要となります。

- (注2) 取引関係書類の郵送について
本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。
- (注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
- (注4) 特別口座からの振替手続
上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2)【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者:

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3)【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4)【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,750,000,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,803,000,000

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(700,000株)に1株当たりの買付価格(2,500円)を乗じた金額を記載しております。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。
- (注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。
- (注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	2,691,627
計(a)	2,691,627

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	銀行	—	当座貸越 上限: 28億円 期間: 平成26年11月30日 から1年間 金利: TIBOR + 0.2% 担保: 無し	1,000,000
1	銀行	—	当座貸越 上限: 27億円 期間: 平成26年9月30日 から1年間 金利: TIBOR + 0.2% 担保: 無し	1,000,000
2	—	—	—	—
計				2,000,000

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,691,627千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

９【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

１０【決済の方法】

（１）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

（２）【決済の開始日】

平成27年６月17日（水曜日）

（注） 法27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成27年７月１日（水曜日）となります。

（３）【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

（４）【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（700,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（100株）未満の数がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は、各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位（追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数）を減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、買付予定数の上限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
昭和25年10月	商号を神戸精米株式会社とし、本店所在地を神戸市、資本金1,000千円とする株式会社として設立
昭和26年 3 月	資本金を3,000千円に増資
昭和26年 8 月	資本金を5,000千円に増資
昭和27年 5 月	資本金を10,000千円に増資
昭和31年10月	資本金を20,000千円に増資
昭和37年 7 月	資本金を30,000千円に増資
昭和38年 7 月	資本金を40,000千円に増資
昭和39年 2 月	資本金を50,000千円に増資
昭和40年 7 月	資本金を60,000千円に増資
昭和41年 4 月	資本金を70,000千円に増資
昭和42年 6 月	資本金を80,000千円に増資
昭和42年12月	資本金を90,000千円に増資
昭和43年 6 月	資本金を95,000千円に増資
昭和43年12月	資本金を100,000千円に増資
昭和44年12月	資本金を120,000千円に増資
昭和45年 6 月	資本金を140,000千円に増資
昭和45年12月	資本金を160,000千円に増資
昭和46年 2 月	資本金を180,000千円に増資
昭和46年 2 月	本社工場完成
昭和46年 9 月	資本金を200,000千円に増資
昭和47年 4 月	商号を株式会社神明に変更
昭和47年 6 月	資本金を230,000千円に増資
昭和49年 2 月	資本金を270,000千円に増資
昭和50年 3 月	資本金を350,000千円に増資
昭和52年10月	阪神工場完成
昭和54年 1 月	資本金を400,000千円に増資
昭和55年 5 月	資本金を460,000千円に増資
昭和60年 3 月	神戸工場完成
平成 5 年11月	西宮浜北工場完成
平成10年12月	西宮浜南工場完成
平成12年 3 月	関東工場完成
平成12年 4 月	資本金を589,952千円に増資

年月	沿革
平成13年 9 月	本店所在地を兵庫県神戸市中央区栄町通 6 丁目 1 番21号に移転
平成21年 2 月	株式会社神明商事を吸収合併
平成24年12月	中四国工場完成
平成25年12月	富士御殿場工場完成
平成26年 4 月	販売部門を吸収分割方式により子会社化するとともに、商号を株式会社神明ホールディングに変更
平成27年 3 月	資本金を2,227,952千円に増資
平成27年 4 月	米穀仕入販売部門を吸収分割方式により子会社化するとともに、米穀仕入部門の一部を株式会社神明に承継し、純粋持株会社へ移行

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、該当会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- 1．米、麦の搗精
- 2．米、麦、雑穀、小麦粉、乾麺、砂糖、魚介類、その他食料品の加工、売買
- 3．倉庫業
- 4．運送事業
- 5．農産物の生産、加工、販売ならびに輸出入
- 6．上記に付帯する一切の業務

事業の内容

当社は、米穀・砂糖・穀物・乾麺・小麦粉・その他食料品の加工及び仕入並びに販売を営む会社（外国会社を含む）の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を管理することを主な事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成27年 5 月14日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
2,227,952,500円	12,796,350

【大株主】

平成27年 5 月14日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
藤尾 益雄	神戸市中央区	4,679,000	36.57
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内 2 丁目3-1	1,718,000	13.43
藤尾 益人	神戸市中央区	1,170,000	9.14
株式会社赤富士不動産	神戸市中央区中山手通 6 丁目7-12-304	947,520	7.40
藤尾興産株式会社	神戸市中央区栄町通 6 丁目1-21	675,400	5.28
木徳神糧株式会社	東京都中央区銀座 7 丁目2-22	541,830	4.23
神明ホールディング従業員持株会	神戸市中央区栄町通 6 丁目1-21	538,000	4.20
カップ・クリエイトホールディングス株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1	500,000	3.91
株式会社神戸栄興産	神戸市中央区栄町通 6 丁目1-21	300,000	2.34
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目5-5	206,000	1.61
計	-	11,275,750	88.12

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成27年 5月14日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	—	藤尾 益雄	昭和40年 6月14日	平成12年 6月 公開買付者常務取締役就任 平成15年 6月 公開買付者専務取締役就任 平成19年 6月 公開買付者代表取締役社長就任 (現任) 平成25年 5月 カップ・クリエイトホールディングス(株)取締役就任 平成25年 6月 対象者取締役就任 平成25年11月 カップ・クリエイトホールディングス(株)代表取締役会長兼社長就任 平成26年 5月 同社代表取締役会長就任 平成26年 6月 対象者取締役会長就任(現任)	4,679
常務取締役	—	須藤 恭成	昭和36年11月 4日	平成15年 4月 対象者管理本部経理部長 平成18年 6月 (株)グルメ杵屋取締役就任 平成20年 6月 対象者取締役就任 平成21年 3月 GENKI SUSHI USA, INC. 取締役就任 平成22年 6月 対象者常務取締役就任 平成23年 6月 対象者取締役常務執行役員就任 平成23年10月 GENKI SUSHI USA, INC. 取締役社長就任 平成25年 4月 対象者取締役専務執行役員就任 平成25年11月 カップ・クリエイトホールディングス(株)専務執行役員就任 平成26年 5月 同社専務取締役就任 平成26年 6月 対象者専務取締役就任(現任) 平成27年 4月 GENKI SUSHI USA, INC. 取締役(現任) 平成27年 4月 公開買付者常務取締役(現任)	10
取締役	—	吉川 和男	昭和29年 1月22日	平成10年 6月 公開買付者取締役就任 平成15年 6月 公開買付者常務取締役就任 平成20年 6月 (株)神明ファーム代表取締役社長就任(現任) 平成20年 6月 公開買付者専務取締役就任 平成21年 4月 (株)神明ロジスティクス常務取締役就任(現任) 平成27年 4月 公開買付者取締役(現任) 平成27年 4月 (株)神明アグリ代表取締役社長就任(現任)	55
取締役	—	藤尾 益造	昭和45年 5月28日	平成19年 6月 公開買付者取締役 平成19年11月 (株)ウーケ代表取締役社長(現任) 平成23年 6月 公開買付者常務取締役就任 平成23年11月 SHINMEI U.S.A. CORPORATION PRESIDENT(現任) 平成27年 4月 公開買付者取締役(現任)	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	—	田中 義昭	昭和32年12月 1 日	平成15年 6 月 公開買付者執行役員 平成19年 6 月 公開買付者取締役就任 平成24年 6 月 公開買付者常務取締役就任 平成25年 6 月 対象者監査役就任（現任） 平成26年 5 月 カッパ・クリエイトホールディングス㈱取締役就任 平成27年 4 月 ㈱神明デリカ代表取締役社長就任（現任） 平成27年 4 月 公開買付者取締役（現任）	55
取締役	—	藤尾 益人	昭和49年 2 月15日	平成22年 6 月 ㈱神明精米常務取締役 平成22年 6 月 公開買付者取締役就任（現任） 平成23年 5 月 ㈱神明ロジスティクス監査役（現任） 平成27年 4 月 ㈱神明精米代表取締役社長就任（現任）	1,170
取締役	—	山口 大輔	昭和44年10月22日	平成19年 4 月 三菱商事㈱農水産本部飼料畜産ユニット 平成25年 6 月 公開買付者取締役就任（現任） 平成26年 4 月 三菱商事㈱生活原料本部農産油脂部米チームリーダー（現任）	—
取締役	—	法師人 尚史	昭和43年 4 月15日	昭和62年 3 月 対象者入社 平成16年 4 月 対象者元気寿司事業本部元気寿司事業部長 平成18年 6 月 ㈱グルメ杵屋取締役就任 平成20年 6 月 対象者取締役就任 平成22年 6 月 対象者常務取締役就任 平成22年 9 月 ㈱JBイレブン監査役就任 平成23年 6 月 対象者取締役常務執行役員就任 平成25年 4 月 対象者代表取締役社長就任（現任） 平成25年 4 月 GENKI SUSHI USA, INC.取締役会長就任 平成25年 6 月 公開買付者取締役就任（現任） 平成25年11月 カッパ・クリエイトホールディングス㈱社長執行役員就任 平成26年 5 月 同社取締役社長就任 平成27年 4 月 GENKI SUSHI USA, INC.取締役社長就任（現任）	10
常勤監査役	—	堀江 博	昭和23年12月 7 日	平成14年 3 月 豊岡警察署長 平成19年 3 月 尼崎南警察署長 平成21年 6 月 公開買付者常勤監査役就任（現任） 平成23年 6 月 ㈱神明精米監査役（現任）	—
監査役	—	武本 康夫	昭和28年 2 月12日	平成 7 年 2 月 武本康夫税理士事務所開設 平成10年 6 月 近畿税理士会神戸支部幹事 平成20年 6 月 公開買付者監査役就任（現任）	—
監査役	—	中尾 英夫	昭和11年 2 月15日	平成 8 年 4 月 日本弁護士会連合会常務理事 平成24年 6 月 阪神・淡路まちづくり支援機構代表委員（現任） 平成24年 7 月 公開買付者監査役就任（現任）	—
計					5,979

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の第66期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

（単位：千円）

	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1 1,709,060
売掛金	2 2,147,637
商品及び製品	2,059,600
貯蔵品	1,142
前渡金	2,950
前払費用	49,661
繰延税金資産	76,833
その他	2 111,909
貸倒引当金	752
流動資産合計	6,158,045
固定資産	
有形固定資産	
建物	821,559
構築物	3,407
車両運搬具	11,422
工具、器具及び備品	457,765
土地	193,013
リース資産	9,661
減価償却累計額	643,466
有形固定資産合計	853,362
無形固定資産	
ソフトウェア	225,401
その他	23,213
無形固定資産合計	248,614
投資その他の資産	
投資有価証券	1 1,771,054
関係会社株式	12,924,094
出資金	37,543
関係会社出資金	66,112
関係会社長期貸付金	2 40,891
長期前払費用	1,117
長期預け金	300,379
保険積立金	509,820
繰延税金資産	42,702
その他	78,569
貸倒引当金	13
投資その他の資産合計	15,772,271
固定資産合計	16,874,248
資産合計	23,032,293

(単位：千円)

当事業年度 (平成27年3月31日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	1,549,414
1年内返済予定の長期借入金	620,940
リース債務	2,048
未払金	2 687,147
未払費用	18,067
未払法人税等	748,290
前受金	16,388
預り金	16,960
前受収益	2 1,792
賞与引当金	56,982
役員賞与引当金	62,800
その他	160,606
流動負債合計	3,941,439
固定負債	
長期借入金	767,309
リース債務	1,229
退職給付引当金	435,471
役員退職慰労引当金	329,557
債務保証損失引当金	38,027
その他	70,190
固定負債合計	1,641,784
負債合計	5,583,224
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,227,952
資本剰余金	
資本準備金	1,767,952
その他資本剰余金	1,050,547
資本剰余金合計	2,818,499
利益剰余金	
利益準備金	129,000
その他利益剰余金	
特別償却準備金	49,030
固定資産圧縮積立金	93,798
別途積立金	6,370,000
繰越利益剰余金	5,182,056
利益剰余金合計	11,823,885
株主資本合計	16,870,337
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	586,591
繰延ヘッジ損益	7,859
評価・換算差額等合計	578,732
純資産合計	17,449,069
負債純資産合計	23,032,293

【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	1 98,616,758
売上原価	1 95,479,229
売上総利益	3,137,529
販売費及び一般管理費	
運搬費及び保管荷役料	1 752,891
給与及び手当	1 614,586
賞与引当金繰入額	48,444
役員賞与引当金繰入額	62,800
退職給付費用	40,670
役員退職慰労引当金繰入額	32,501
減価償却費	174,520
その他	1 755,116
販売費及び一般管理費合計	2,481,531
営業利益	655,997
営業外収益	
受取利息	17,410
受取配当金	89,353
受取賃貸料	89,869
賃貸手数料	105,797
雑収入	50,170
営業外収益合計	352,600
営業外費用	
支払利息	107,596
賃貸収入原価	48,999
匿名組合投資損失	85,135
雑損失	18,015
営業外費用合計	259,747
経常利益	748,849
特別利益	
関係会社株式売却益	1,490,634
その他	2,856
特別利益合計	1,493,491
特別損失	
関係会社出資金売却損	86,644
貸倒損失	86,655
関係会社株式評価損	396,000
解約違約金	184,282
その他	47,769
特別損失合計	801,352
税引前当期純利益	1,440,988
法人税、住民税及び事業税	847,503
法人税等調整額	46,401
法人税等合計	801,102
当期純利益	639,887

【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	589,952	129,952	518,270	648,222	129,000	-	95,174	6,370,000	4,866,388	11,460,563
当期変動額										
新株の発行	1,638,000	1,638,000		1,638,000						
剰余金の配当									276,564	276,564
特別償却準備金の積立						49,030			49,030	-
固定資産圧縮積立金の取崩							1,376		1,376	-
当期純利益									639,887	639,887
自己株式の処分			532,277	532,277						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	1,638,000	1,638,000	532,277	2,170,277	-	49,030	1,376	-	315,667	363,322
当期末残高	2,227,952	1,767,952	1,050,547	2,818,499	129,000	49,030	93,798	6,370,000	5,182,056	11,823,885

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	484,747	12,213,991	308,040	16,224	324,265	12,538,256
当期変動額						
新株の発行		3,276,000				3,276,000
剰余金の配当		276,564				276,564
特別償却準備金の積立		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
当期純利益		639,887				639,887
自己株式の処分	484,747	1,017,024				1,017,024
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			278,551	24,083	254,467	254,467
当期変動額合計	484,747	4,656,346	278,551	24,083	254,467	4,910,813
当期末残高	-	16,870,337	586,591	7,859	578,732	17,449,069

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、レバレッジドリースに係る匿名組合契約に関しては、出資額を貸借対照表の投資有価証券に含めて計上しており、出資に係る損益は、同組合が定める計算期間及び当社持分相当額により、当事業年度に属する額を匿名組合投資損益として処理しております。

(2) たな卸資産

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品（食品）・・・総平均法による原価法

商品（玄米）・・・個別法による原価法

製品（精米）・・・総平均法による原価法

貯蔵品・・・最終仕入原価法

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

工具器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 輸入取引

(3) ヘッジ方針及びヘッジ有効性の評価方法

相場変動のリスク低減を目的としてヘッジ取引を実施しており、投機を目的としたヘッジ取引は一切実施しないこととしております。ヘッジ有効性の評価については内部規程に基づき実施しております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成27年3月31日)
定期預金	150,000千円
投資有価証券	190,750
計	340,750

担保付債務は、ありません。

2 関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	805,921千円
長期金銭債権	40,891
短期金銭債務	181,737

3 偶発債務

(1) 債務保証

他の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	当事業年度 (平成27年3月31日)
株式会社ウーケ	3,884,298千円
SHINMEI U.S.A. CORPORATION	1,189,470

(2) 債権流動化に伴う買戻義務

譲渡債権に対し、買戻しの義務を負っております。

	当事業年度 (平成27年3月31日)
株式会社ハークスレイ売掛金	48,114千円

4 当座貸越及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行15行と当座貸越契約もしくはコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当事業年度 (平成27年3月31日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	27,600,000千円
借入実行残額	-
差引額	27,600,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業取引による取引高	
売上高	58,819,018千円
仕入高	796,271
営業取引以外の取引による取引高	1,037,478

(株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株 式数(千株)	当事業年度増加株 式数(千株)	当事業年度減少株 式数(千株)	当事業年度末株式 数(千株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	10,066	2,730	-	12,796
合計	10,066	2,730	-	12,796
自己株式				
普通株式 (注)2	847	-	847	-
合計	847	-	847	-

(注)1 普通株式の発行済株式の株式数の増加2,730千株は、第三者割当による募集株式の発行によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少847千株は、第三者割当による募集株式の発行によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	276,564	利益剰余金	30	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	511,854	利益剰余金	40	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

平成27年 5 月14日現在

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	29,163 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合 計	29,163	—	—
所有株券等の合計数	29,163	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

- (注 1) 特別関係者である対象者は、対象者株式53,583株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。
- (注 2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数163個を含めております。なお、前記「第 1 公開買付要項」の「 5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年 5 月14日現在（個）(g) ）」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

平成27年 5 月14日現在

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	29,000 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合 計	29,000	—	—
所有株券等の合計数	29,000	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

平成27年 5 月14日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	163 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	163	—	—
所有株券等の合計数	163	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注 1) 特別関係者である対象者は、対象者株式53,583株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注 2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数163個を含めております。なお、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年 5 月14日現在（個）(g)）」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

平成27年 5 月14日現在

氏名又は名称	元気寿司株式会社
住所又は所在地	栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号
職業又は事業の内容	回転寿司チェーンの経営
連絡先	連絡者 元気寿司株式会社 総務部長 篠原 一博 連絡場所 栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号 電話番号 028-632-5711
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	法師人 尚史
住所又は所在地	栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者の社外取締役 対象者の代表取締役社長
連絡先	連絡者 元気寿司株式会社 総務部長 篠原 一博 連絡場所 栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号 電話番号 028-632-5711
公開買付者との関係	公開買付者の役員及び公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	須藤 恭成
住所又は所在地	栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	公開買付者の常務取締役 対象者の専務取締役
連絡先	連絡者 元気寿司株式会社 総務部長 篠原 一博 連絡場所 栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号 電話番号 028-632-5711
公開買付者との関係	公開買付者の役員及び公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	加藤 容子
住所又は所在地	栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	対象者の常務取締役
連絡先	連絡者 元気寿司株式会社 総務部長 篠原 一博 連絡場所 栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号 電話番号 028-632-5711
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	大河原 誠
住所又は所在地	栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	対象者の取締役
連絡先	連絡者 元気寿司株式会社 総務部長 篠原 一博 連絡場所 栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号 電話番号 028-632-5711
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	寺崎 悦男
住所又は所在地	栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	対象者の取締役
連絡先	連絡者 元気寿司株式会社 総務部長 篠原 一博 連絡場所 栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号 電話番号 028-632-5711
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	大金 久子
住所又は所在地	栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	対象者の常勤監査役
連絡先	連絡者 元気寿司株式会社 総務部長 篠原 一博 連絡場所 栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号 電話番号 028-632-5711
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	山口 高司
住所又は所在地	栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号（対象者の所在地）
職業又は事業の内容	対象者の監査役
連絡先	連絡者 元気寿司株式会社 総務部長 篠原 一博 連絡場所 栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号 電話番号 028-632-5711
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】
元気寿司株式会社

平成27年 5 月14日現在

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	0（個）	—（個）	—（個）
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
（所有潜在株券等の合計数）	（—）	—	—

（注） 特別関係者である対象者は、対象者株式を53,583株所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

法 師 人 尚 史

平成27年 5 月14日現在

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	36（個）	—（個）	—（個）
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—	—
合計	36	—	—
所有株券等の合計数	36	—	—
（所有潜在株券等の合計数）	（—）	—	—

（注） 法 師 人 尚 史 氏 は、小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第 1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成27年 5 月14日現在）（個）(g)」に含めておりません。

須藤 恭成

平成27年 5月14日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	27 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	27	—	—
所有株券等の合計数	27	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 須藤恭成氏は、小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年5月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

加藤 容子

平成27年 5月14日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	10	—	—
所有株券等の合計数	10	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 加藤容子氏は、小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年5月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

大河原 誠

平成27年 5 月14日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	33 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	33	—	—
所有株券等の合計数	33	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 大河原誠氏は、小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年5月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

寺崎 悦男

平成27年 5 月14日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 寺崎悦男氏は、対象者株式88株を所有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記「所有する株券等の数」には含めておりません。

大金 久子

平成27年 5 月14日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	47 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	47	—	—
所有株券等の合計数	47	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 大金久子氏は、小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年5月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

山口 高司

平成27年 5 月14日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	10	—	—
所有株券等の合計数	10	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 山口高司氏は、小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年5月14日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

(単位：百万円)

取引の概要	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
対象者への米の販売	138	506	859
対象者への食品の販売	5	352	9,180

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、上記「第1【公開買付要項】 3【買付け等の目的】 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の経過により、対象者は、当社との間で、本公開買付価格その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

なお、対象者はこのような協議・検討の過程で、上記「第1【公開買付要項】 3【買付け等の目的】 (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対象者の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書を取得するとともに、対象者リーガル・アドバイザーとして、TMI総合法律事務所から法的助言を得たとのことです。上記「第1【公開買付要項】 3【買付け等の目的】 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者は、当社と対象者との間の業務内容、その結果対象者に生じるシナジーを勘案した結果、本公開買付けを通じて、経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、対象者の事業基盤の強化に資するとの判断に至ったこと、本公開買付けが上場廃止を企図するものではなく、また、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限が設けられておらず不成立となることがないため、応募を希望する株主には売却の機会が確保されている点で株主の意思が尊重されているものであること、更に本公開買付価格については、第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した株式価値算定書に提示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、平成27年5月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持されることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様を尊重すべきであると考え、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨をあわせて決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会決議の詳細については、上記「第1【公開買付要項】 3【買付け等の目的】 (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第 5 【対象者の状況】

1 【最近 3 年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1 株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1 株当たり当期純損益	—	—	—
1 株当たり配当額	—	—	—
1 株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所市場第一部						
月別	平成26年11月	平成26年12月	平成27年 1 月	平成27年 2 月	平成27年 3 月	平成27年 4 月	平成27年 5 月
最高株価	2,197	2,679	2,952	2,950	2,621	2,600	2,507
最低株価	1,812	2,123	2,481	2,581	2,312	2,425	2,264

(注 1) 平成27年 5 月については、5 月13日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数 株 ）								単元未満株 式の状況 （ 株 ）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （ 単元 ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割 合（ % ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】
【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月24日関東財務局長に提出
事業年度 第35期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月23日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第3四半期報告書(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月6日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

元気寿司株式会社
(栃木県宇都宮市大通り二丁目1番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

対象者は、平成27年5月8日に「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を、以下のとおり公表しております。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況（連結）

決算年月	平成27年3月期
売上高	29,363,765千円
売上原価	12,018,220千円
販売費及び一般管理費	15,875,761千円
営業外収益	211,380千円
営業外費用	145,964千円
当期純利益	1,229,034千円

1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成27年3月期
1株当たり当期純利益	139.20円
1株当たり配当額	10.00円
1株当たり純資産額	617.60円